

議案第111号

さいたま市ホテル等建築適正化条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市ホテル等建築適正化条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市ホテル等建築適正化条例の一部を改正する条例

さいたま市ホテル等建築適正化条例（平成13年さいたま市条例第265号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設をいう。</u> (2) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項までに規定する <u>ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の用に供する施設をいう。</u> (2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。